

平成18年9月15日

各 位

愛知県名古屋市中区栄三丁目12番23号
株式会社ゼットン
代表取締役社長 稲本 健一
(コード番号: 3057 名証セントレックス)
問合せ先: 取締役管理本部長
佐藤 信之
(TEL 052-243-7050)

公募新株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成18年9月15日開催の当社取締役会において、当社株券の株式会社名古屋証券取引所セントレックスへの上場に伴う公募新株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募新株式発行の件

- | | |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式数 | 普通株式 3,000株 |
| (2) 払込金額 | 未定(平成18年9月28日開催予定の取締役会で決定)
ただし、引受価額(引受人より当社に支払われる金額)が会社法上の払込金額を下回る場合は、本株式募集を中止するものとする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 平成18年10月10日に決定される予定の引受価額を基礎とし、会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする。 |
| (4) 発行価格 | 未定(払込金額決定後、払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況等を勘案の上、平成18年10月10日に決定される予定) |
| (5) 募集方法 | 発行価格による一般募集とし、東海東京証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、マネックス証券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社、SBIイー・トレード証券株式会社、いちよし証券株式会社、楽天証券株式会社及び高木証券株式会社に全株式を買取引受させる。 |
| (6) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格と引受価額(引受人より当社に支払われる金額)との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (7) 申込期間 | 平成18年10月12日(木曜日)から
平成18年10月16日(月曜日)まで |
| (8) 申込株数単位 | 1株 |
| (9) 払込期日 | 平成18年10月18日(水曜日) |

ご注意: この文章は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (10) 株券受渡期日 平成18年10月19日(木曜日)
- (11) 払込金額及びその他この新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (12) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 2,000株
- (2) 売 出 価 格 未定(平成18年10月10日に決定される予定)
なお、上記1.における発行価格と同一とする。
- (3) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 石川県金沢市下本多町6番丁8番地 850株
稲本 健雄
愛知県名古屋市千種区山添町1丁目53番地の1 850株
稲本 実夏
愛知県名古屋市千種区山添町2丁目16番地の1 300株
佐藤 嘉晃
- (4) 売 出 方 法 売出価格による一般向けの売出しとし、東海東京証券株式会社に全株式を買取引受させる。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額(引受人より売出人に支払われる金額)との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (8) 株 券 受 渡 期 日 上記1.における株券受渡期日と同一とする。
- (9) その他本株式売出しに関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1.の公募による新株式の発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

以 上

ご注意：この文章は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 募集並びに売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募集株式数	普通株式	3,000株
売出株式数	普通株式	2,000株

(2) 需要申告期間 平成18年10月2日（月曜日）から
平成18年10月6日（金曜日）まで

(3) 価格決定日 平成18年10月10日（火曜日）
（発行価格及び売出価格は、払込金額以上の価格で、仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で決定します。）

(4) 申込期間 平成18年10月12日（木曜日）から
平成18年10月16日（月曜日）まで

(5) 株券受渡期日 平成18年10月19日（木曜日）

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	35,475株
公募増資による増加株式数	3,000株
公募増資後の発行済株式総数	38,475株

3. 調達資金の使途

今回の公募新株式発行により調達する手取概算額245,050千円については、全額を借入金の返済に充当する予定であります。

（注）手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格(95,000円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。

現在、当社は成長過程にあると考え、一層の業容の拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると認識しております。このことから創業以来配当は実施しておりませんが、今後につきましては、事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して総合的に判断し、決定する方針であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、事業の効率化及び出店等の事業拡大のための投資等に充当する予定であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の公募増資後、経営成績及び財政状態を勘案しながら配当による株主還元策について検討していく予定であります。なお、現時点において具体的内容は決定しておりません。

ご注意：この文章は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。なお、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成16年2月期	平成17年2月期	平成18年2月期
1株当たり当期純利益 又は当期純損失()	46,103.26円	31,297.82円	19,484.45円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	円 ()	円 ()	円 ()
実績配当性向	%	%	%
株主資本当期純利益率	%	%	%
株主資本配当率	%	%	%

(注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 平成18年2月期の株主資本当期純利益率につきましては、平成17年2月期の株主資本がマイナスのため記載しておりません。

3. 平成17年1月31日付けをもって株式1株を6株に、平成18年7月1日付けをもって株式1株を3株に分割しております。そこで、株式会社名古屋証券取引所の引受担当責任者宛通知「上場申請のための有価証券報告書()の部」の作成上の留意点について(平成18年5月2日付名証自規G第15号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、平成16年2月期の数値につきましては、監査法人コスモスの監査を受けておりません。

	平成16年2月期	平成17年2月期	平成18年2月期
1株当たり当期純利益 又は当期純損失()	2,561.27円	10,432.60円	6,494.81円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	円 ()	円 ()	円 ()

5. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社名古屋証券取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

6. その他

今回の公募による新株式発行並びに株式売出しに当たりましては、当社の従業員持株会に対して、公募新株式数3,000株のうち一定の株式を販売する予定であります。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文章は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。